

2022年3月29日

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：3回目接種の対象年齢引き下げ

- 3月29日（日本時間）から、海外在留邦人の方々を対象とした一時帰国時のワクチン接種事業における3回目接種予約の対象年齢が引き下げられます。

海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業についてお知らせします。

本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業については、現在、在留邦人等を対象とした3回目の接種を実施しています。

これまで、3回目の接種は、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している18歳以上の方が対象でしたが、3月29日から対象年齢を引き下げ、12歳以上の方も予約可能となり、4月5日から接種が開始されます。なお、これらのワクチンの2回接種が未済の場合は、引き続き1・2回目接種が可能です。

本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

詳細は、外務省海外安全HP
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) に掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

5～11歳の子どもに対するワクチン接種については、4月中旬をめどに開始すべく検討中であり、開始日が決まりましたら改めてお知らせします。